

令和 7 年度長崎県長崎魚市場特別会計予算

令和 7 年度長崎県長崎魚市場特別会計予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ225,833千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

（債務負担行為）

第 2 条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表債務負担行為」による。

（歳出予算の流用）

第 3 条 地方自治法第220条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

公債費に係る予算額に不足を生じた場合における同一款内での他の項からの流用

令 和 7 年 2 月 21 日 提 出

長 崎 県 知 事 大 石 賢 吾

第1表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金 額
1 使用料及び手数料		千円 171,624
	1 使 用 料	171,624
2 繰 入 金		54,206
	1 一般会計繰入金	54,206
3 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
4 諸 収 入		2
	1 雑 入	2
歳 入 合 計		225,833

歳 出

款	項	金 額
1 農林水産業費		千円 225,833
	1 水産業費	221,882
	2 公 債 費	3,951
歳 出 合 計		225,833

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
水産行政県有施設等管理業務	令和 8 年度	千円 154,475

令和 7 年度長崎県港湾施設整備特別会計予算

令和 7 年度長崎県港湾施設整備特別会計予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ7,590,812千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

（債務負担行為）

第 2 条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表債務負担行為」による。

（地方債）

第 3 条 地方自治法第230条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 3 表地方債」による。

（歳出予算の流用）

第 4 条 地方自治法第220条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

公債費に係る予算額に不足を生じた場合における同一款内での他の項からの流用

令和 7 年 2 月 21 日 提 出

長 崎 県 知 事 大 石 賢 吾